

「地域福祉活動推進委員会」の設置（新設）

豊田市社会福祉協議会

1. 地域福祉活動推進委員会設置の背景

平成27年3月末
「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的策定完了
地域福祉活動計画策定委員会の役割終了→**発展的解散**



〔地域福祉活動計画策定後の豊田市社会福祉協議会としての推進方針〕

- 計画を“絵に描いた餅”に絶対しない
- 地域住民や各種団体の積極的参加・協力をいただきながら計画を実践していく
- 住民の期待に応えていく社会福祉協議会となる

2 地域福祉活動計画の実践・推進のために

「地域福祉活動推進委員会」の設置（新設）
任 期：3年
委嘱期間：平成27年7月1日～平成30年6月30日
事 務 局：豊田市社会福祉協議会 地域福祉課

【委員】市内で活躍する下記10名を委員として委嘱する

	氏 名	選 出 母 体（団体等における役職）	備考
委員長	古 川 利 孝	豊田市区長会代表（理事・益富地区会長・大見町区長）	継続
副委員長	山 村 史 子	見識者（日本地域福祉学会員・名古屋専教官・日本福祉大学非常勤講師・元市次世代育成推進協議会委員・TIA理事）	継続
委 員	能 見 知 行	豊田市民生委員児童委員協議会代表（地域福祉部会長・小原地区民児協会会長）	継続
	近 藤 正 臣	社協支所推進委員会代表（社協旭支所推進委員会委員長）	継続
	竹 中 勘 次	地区コミュニティ会議福祉部会代表（若林地区コミ福祉委員会委員長）	継続
	川 越 一 成	労働者団体代表（連合愛知豊田地域協議会 副事務局長）	継続
	佐 藤 夕 子	地域包括支援センター代表（ひまわりの街副センター長）	新
	木 本 光 宣	障がい者団体代表（NPO法人 ユートピア若宮理事長）	新
	兵 藤 寿 八	行政機関代表（豊田市役所 市民福祉部 副参事）	新
	清 水 章	行政機関代表（豊田市役所 社会部 地域支援課長）	新

※1 備考欄の「継続」者は、地域福祉活動計画策定委員の歴任者

※2 「第1回 地域福祉活動推進委員会」（平成27年7月3日開催）において、委員の互選により正・副委員長を決定する

- ※ 3 地域福祉活動推進委員会については、年間 3～4 回の会議を開催する他、各委員に対しては、地域で実施される地域福祉活動推進のための講座・研修会・懇談会等に積極的に出席していただくこととする

★「地域福祉活動推進委員会」に期待する機能

「地域福祉活動推進委員会設置規程第 3 条」

- ① 市内の各地域で、住民の皆さんが主役となった地域福祉活動が積極的に展開されるための方策を検討する
- ② 住民の皆さんが「福祉」「地域福祉」・・・「ボランティア」などに対する機運・意識を高揚できるような方策を検討する
- ③ 住民主体の地域福祉活動が展開できるための本会としての支援策や、地域住民の期待に応えるための、本会として担っていくべき役割（事業展開）を検討・提案する
- ④ 地域福祉活動計画に示された、社会福祉協議会として取り組むべき各重点事業の進捗管理をする



社協の決定機関である「理事会」→「評議員会」等への出席

★「地域福祉活動推進委員会委員」の皆さんに期待する役割

- ① 「社協事務局主導」から「住民代表としての地域福祉活動推進委員会主導」へ！
事務局提案事項について“単に、審議・決定する委員会”ではなく、事務局が用意する叩き台に対し“検討・議論を重ねていただき、さらに住民主体の活動に向けての方策を見出していく”ため、積極的な発言を期待したい
- ② 市内各地における地域福祉活動を“前進”させる協働推進団体として
委員各位の選出母体構成者からの意見集約と、委員会での検討内容を各選出母体団体へフィードバック（情報提供と方向性等の確認）していただきながら、委員個人はもとより選出母体組織全体での地域福祉の推進（協働）を期待したい

参考

豊田市社会福祉協議会が目指していきたい、地域福祉活動推進のための“協働”の姿
「協働」・・・異なる主体が、単に、一緒の方向に向かってそれぞれで取り組むことを意味しているのではなく、目的意識を共有し、共通の目標に向かって、対等の立ち場で、互の特性を活かしながら協力して共に働いていくこと。
「コラボレーション」「パートナーシップ」としての意味で捉えていくこととしたい。